

編集規程

1. 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と、編集委員会が特別に依頼する原稿（以下、特別依頼原稿と呼ぶ）とからなる。本誌の学問的水準の維持向上のため、すべての投稿原稿に関して査読を実施する。
2. 本誌の編集業務を行うために、編集委員会を設置する。
3. 編集委員会は投稿論文の掲載誌を決定するが、原則として論文は『物質文化』、研究ノート、その他は『貝塚』に掲載するものとする。
4. 査読者は、編集委員会内部およびそれ以外の有識者の中から 1~2 名を委嘱選任する。査読者は、原稿を受理した日より 4 週間以内に、査読結果を編集委員会に報告する。
5. 投稿者および査読者の氏名は相互に匿名とする。
6. 査読結果は、下記の評価区分で表記し、評価の要点についてのコメントを付すものとする。
 - A 掲載可（修正不要）
 - B 部分的修正をすれば掲載可
 - C 大幅な修正をすれば掲載可
 - D 掲載不可
7. 編集委員会は、査読結果を踏まえ、掲載の可否を総合的に判断し、決定すると同時に、投稿者に掲載の可否、査読者のコメント、原稿修正期間の指示等を速やかに通知する。
8. 査読結果 A および B に対する修正原稿の点検は、編集委員会の責任で行う。査読結果 C に対する修正原稿は、原則として同一の査読者が再評価する。査読者は、原稿を受理した日より 4 週間以内に、査読結果を編集委員会に報告する。
9. 投稿者は、投稿規定および執筆要項を遵守する。
10. 編集委員会は論文の末尾に受理日と掲載決定日を明記する。
11. この編集規程は、2012 年 9 月 18 日より施行する。